

令和2年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和2年9月9日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永正彦

説明のため出席した者

水道局長 辻田正行

（水道課）

課 長	渡部守史	課長補佐	森内秀朋
課長補佐	高橋庸輔	係 長	藤原庸祐
主 査	塩見大吾		

（下水道課）

課 長	山口新吾	参 事	原口哲也
係 長	相川沙織	係 長	永石大祐

本日の委員会に付した案件

議案第68号 令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第76号 令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について  
議案第69号 令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第77号 令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開 会 9時32分

閉 会 14時54分

**○委員長（中村美穂委員）**

改めまして皆様おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

**○水道課長（渡部守史君）**

改めまして皆さんおはようございます。それでは議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、第2条におきまして債務負担行為を新たに第5条に追加するもので、期間及び限度額を定めるものでございます。内容につきまして御説明いたします。現在の長与町浄水場運転管理業務委託契約は令和2年度末で終了いたしますことから、業務委託内容を見直すとともに、透明性や競争性の確保という観点から引き続き競争入札方式にて入札を行うものであります。期間につきましては、今回は新たな体制への移行ということで改善すべき点が出てくることを考慮いたしまして、3年間という期間でお願いをいたしましたが、今回、改善を行える部分は改善を行い、委託業務の中に薬品調達や電気料金、50万円以下の修繕費等を盛り込み、受注者に、より長期的な視野で業務が遂行できるよう、令和3年度から令和7年度の5年間といたしました。また、令和3年4月1日から万全の体制で業務を行えるよう業務の引き継ぎを行うための移行期間を設けているため、本年度中に契約締結を行う必要があります、債務負担をお願いするものです。限度額につきましては11億500万円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（中村美穂委員）**

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

説明がありましたけど、今回は3年から5年に延ばすということで内容を幾らか聞きましたけど、私は当初、この上水にしても、下水にしても、ずっと随意契約で20数年きたことに対して、10年ほど前から少し透明性が薄いので入札制度にしたらどうかということをずっと話をできて、やっと4年か5年前にこの入札という形になったわけですね。そしてすぐに移行するというのは大変だから、マニュアルを作るのに約3年か4年掛かったんですね。そしてその中で3年間の債務負担行為をつくり、今回、5年間の債務負担行為になって上程をされてるわけですね。3年間でやってきたことと、この5年間でやるリスク。通常5年でやるのか。それとも3年間でやって不都合があつて5年でやるのか。その辺の5年間にするメリット、先程幾らか薬品の問題とか、50万円

以下の問題出てきたけど、もう少し詳しく話をいただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

3年から5年にするメリットということでございますけれども、まず3年間の実質予算のことを考えて、3年に至る前にいろいろ考えていたわけですが、そういった中で先程申し上げましたように薬品調達や電気料金、あるいは修繕費等を業務委託の中に盛り込んでいこうという話が出まして。3年から5年にすることによって受注者サイドから見ますと、5年にわたる業務執行が保証をされることにより、人員の確保、あるいは従事者の質の向上による安定的な業務遂行メリット、あるいは創意工夫による経費の削減。これは電気料金や薬品、そういったものを盛り込むことによって創意工夫による経費の縮減などの効果が期待できるため、事業者側にコスト削減の意欲を引き出すことができるということがあると思います。それと我々サイドから見ますと、委託、設計、積算においても、3年よりも5年で見た方が諸経費の率の減少となると、単年で見ていくと経費節減の効果がございます。そういった意味で事務の簡素化にも繋がっていくかと思っておりますので、そういった辺りがメリットになるのではないかと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

メリットについては分かりました。そうするとこの3年間の実績を踏まえて5年間にするという考え方で良いわけですか。この3年間は準備期間だったと。それでその金額から、先程言われたように薬品とかいろんな業者の下請の問題なんかのメリットがあるので、こちらに変えたという考え方で良いわけですね。それと随意契約から3年になって、そして5年になるということで、財政的な問題とすれば先程課長が言われたことかからいけば金額的には良いのかなと思うんですけど、その辺について内容が分かれば。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

試算におきまして、設計額を3年の場合と5年の場合を比較いたしましたところ、3年前と比較すると上がる部分はあるんですけども、それを3年から5年に変えることによって諸経費の率が下がることによって、その上がった部分をカバーすることができます。単年で見ますと3年と5年で比較してもほぼ同額といった形になってます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

5年になった場合、多分5年後というのは水道の使用量もちょっと減るんじゃないかと思うんですけども、その辺も加味されての限度額なのかという点と、あと限度額と出ちゃうと入札のときに上限がもう分かってしまって、入札前に情報を漏らした形にならないのかってちょっと疑問に思ったんですけど、お教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

5年後の給水人口によって水需要の減少と。確かに委員おっしゃるとおり減っていく、もしくは横ばい程度という試算はしております。ただ、運転管理業務委託に関して言えば、水を作る工程、管理する工程っていうことに関して、水の減少であったり、料金の減少には直接影響するものではなく、やっぱり同じように管理をしていかなければいけないという状態でございます。あと、限度額の設定についてですが、これが入札に影響するのとおっしゃられても、限度額を設定する上ではある程度の根拠をもって設定しないと、それが入札に関するその情報源になるのかって言われれば、もしかしたらそうなのかもしれないんですけども、実際のところそれが丸々設計金額ではございませんので、その辺は根拠として限度額を設定すると考えていただければいいかと思えます。

○委員長（中村美穂委員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

補足して説明しますけれども、債務負担行為の限度額という部分については、これから議決をいただいて詳細設計になりますので、今、概算見積の段階でこれ以上超えないという形で今回限度額をお願いしてますので、実際の入札の設計金額とは多少またずれてくるんで、これが即、入札に関連するということはないかとは思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

債務負担行為3年から5年についてという説明の中で、薬品、電気、修繕費なども込みでということですが、私の理解では、今まではそういったものが追加で発生した場合は追加で計上していたものを5年分込みでやる。というふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

今、薬品の話が出ましたけれども、金額というのは令和元年度の決算額をベースにしているわけですけども、薬品費を仮に盛り込むことによって限られた浄水場の浄化システムの中ではありますけれども、運転管理をより徹底してシビアにやることによって、

薬品費が今までこれだけ掛かっていたのが、シビアに運転管理をすることになって減れば、業者側のメリットに繋がるといった形に今回なってます。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

補足いたします。薬品調達費を業者に持たせること等によって、受注者側が業者を選定するわけでございます。その関係でインセンティブと言いますか、差額云々、長期継続契約によって大量購入であったりとか、そういったメリットが出てきますんで、そういったことは業者の方に持たせることで、より良い結果ができる方式となっております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

薬品とか電力とかの専門的なことは私も全く分からないんですが、例えば、当初見込んでいたものよりも、何らかの影響で薬品の原材料が非常に枯渇したとか、世界的にそれで相場が上がって「ちょっと長与町さん、ああいう契約しとったけれども、ちょっと無理みたいで追加出してもらえませんか」というような話が来たり、あるいは「電力の想定してた金額コストよりも若干変わってしまった、追加で」というような話が来た場合、何らかの特記事項みたいなこともされているのか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

おっしゃるとおり、その時代の状況によって高騰したりとか、電力費が上がったりとかいう形も考えておりますので、その辺は特記仕様書の方で協議を持ち、どれぐらいの負担割合になるかとか、そういった形で増減ができるような仕様にしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと確認なんですが、この債務負担行為の事項のところにも長与町浄水場という表現がありますけども、第1と第2がありますよね。これ合体をするものなのか、第1浄水場だけなのか。この辺りをまずお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

長与町内には、第1浄水場、第2浄水場、あと小さい浄水場になりますが笠山浄水場、東高田浄水場、あと滅菌だけの施設になりますが、滅菌施設が2つございます。その6

つに付随する配水池やポンプ室、全てを含んだものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

冒頭の説明で50万円以上の修繕費等も含まれるというような説明がありまして、今また質疑の中でいろいろ薬品まで含まれるとか、そういう話がありますけれども、メリットとして、従来のように使った分を町が払うということにすると節約という考え方がなかなかその業者側には伝わらないっていうか、そんな無駄なところまで使うっていう考え方はないというふうに信頼をしていくべきだと、今まではそういうことでしてきたというふうに思うんですけども、今度からそちらに入れていくと、なおさら節約の心が出てくるという意味で町はメリットがあるんだという説明が今なされましたけど。その論理というのは、いかがなものかなと率直に思うんですが、聞きたいのは、従来の方式からくらくらと変わるわけですので、どこか、そういう事例があつてのことで今回委託の内容を変えてきたのかなという感じするんですが。近隣か何か、そういう提案のような、考えておられるような所を調べて参考に、どこかされた所があるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

まず参考とさせていただきますのが、今、下水道課の方で包括民営委託をしております。長与町下水道課を参考にさせてもらいつつ、今回の委託内容を協議させていただきました。それと先程、薬品の節約に繋がるという話をさせていただきましたけども、最終的に、水質はこれだけの品質を保たなければならないというのがございますので、その範囲の中での話でございまして、決して節約をするっていう主旨ではございませんので、ちょっと誤解を招くような発言がございまして申し訳ありませんでした。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

それでは、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について御説明を申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額7億8,403万9,000円に対し、決算額は7億8,899万8,028円となり、495万9,028円の増収となっております。支出におきましては、予算額7億5,819万8,000円に対し、決算額は6億9,574万3,752円となり、不用額が6,245万4,248円となっております。続きまして3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額2億3,090万5,000円に対し、決算額は2億3,475万396円となり、384万5,396円の増収となっております。支出におきましては、予算額4億9,214万8,000円に対し、決算額は4億8,843万3,294円となり、不用額が371万4,706円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,368万2,898円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,738万4,154円、当年度分損益勘定留保資金1億6,298万9,248円、減債積立金3,691万6,243円、建設改良積立金、3,639万3,253円で補填をいたしております。たな卸資産購入限度額の執行額は420万2,697円でございます。

続きまして5ページ、6ページをお開きください。こちら損益計算書になりますが、税抜き計算となっております。営業収支におきましては、中段ほどになりますが928万5,725円の営業利益となり、営業外収益におきましては6,589万363円の利益となっております。その結果、経常収支におきましては7,517万6,088円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては48万5,703円の利益となり、以上の結果、当年度の純利益は7,566万1,791円でございます。これにその他の未処分利益剰余金変動額7,330万9,496円を加え、当年度未処分利益剰余金は1億4,897万1,287円でございます。

続きまして7ページ、8ページをお開きください。こちら剰余金計算書になりますが、左の方、資本金の欄、前年度末残高が29億565万6,544円になっておりますが、これに前年度処分数額1億5,264万3,532円を加え、当年度末残高は30億5,830万76円となっております。次に資本剰余金を見てまいります。前年度末2億3,154万736円、これに当年度変動額、土地の売却による1万9,296円を引きまして2億3,152万1,440円となっております。続きまして利益剰余金につきまし

ては、前年度末3億2,291万870円から資本金への繰入分1億5,264万3,532円が引かれ、当年度純利益7,566万1,791円を足しまして2億4,592万9,129円となっております。このうち当年度未処分利益剰余金1億4,897万1,287円の処分計算書を下段の方に記載をしております。剰余金処分計算書(案)につきましては未処分利益剰余金処分額として資本金への組入れに7,330万9,496円、減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に2,566万1,791円を積み立てる予定でありまして、この剰余金処分に関しまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして9ページ、10ページをお開きください。貸借対照表になります。まず左側の資産の部でございますが、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産合計で60億8,168万2,324円。続きまして流動資産は、現金預金、未収金等合計で3億4,989万8,156円、資産合計が64億3,158万480円となっております。続きまして負債の部、右側のページになりますが、固定負債は、企業債、引当金10億7,023万1,197円。流動負債は、企業債、未払金、引当金等合計で9,951万3,408円。続きまして繰延収益合計は17億2,608万5,230円。これらを合わせまして負債合計が28億9,582万9,835円となっております。続きまして中段下、資本の部になりますが、資本金は30億5,830万76円。剰余金は、資本剰余金、利益剰余金合計で4億7,745万569円。これらを合わせまして資本合計が35億3,575万645円となっております。負債資本合計は一番下になりますが、64億3,158万480円となり、左側の資産合計と一致をしております。

続きまして11ページの注記表は割愛をさせていただきます、決算附属書類につきまして御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。まず12ページになりますが、事業報告でございます。1概況につきまして、(1)こちらは総括事項を記載しております。続きまして、(2)議会議決事項は、長与町水道給水条例の一部を改正する条例等合わせまして5件、議決事項で上程をさせていただいております。続きまして(3)職員に関する事項、現在、水道課職員は局長含め12名でございます。

13ページ、その他の重要事項でございますが、他会計負担金の使途の特定として、一般会計からの消火栓維持管理費181万5,000円を全額職員給与費に充当しました。次に2工事(1)改良工事の概況でございますが工事11件を記載しております。

続きまして14ページをお開きください。3業務、(1)業務量(2)事業収入に関する事項(3)事業費に関する事項について、平成30年度決算の比較で記載をしております。金額につきましては税抜きでございます。一番下になりますが、4会計(1)重要契約の要旨では、長与町第1浄水場更新事業に伴う用地取得など5件を記載しております。続きまして15ページ。キャッシュ・フロー計算書になりますが、まず業務活動によるキャッシュ・フローは2億6,392万3,618円、投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス4億2,050万2,545円、財務活動によるキャッシュ・フロー1億7,908万3,757円、よって当年度資金の増加額は2,250万4,830円



となりまして、当年度資金期末残高は3億3,242万5,031円でございます。

続きまして16ページ、18ページまで続きますけれども、収益費用明細書を記載しております。こちら金額は税抜きでございます。まず16ページの方からまいります。水道事業収益、営業収益6億5770万4221円。内訳といたしまして、まず上水道給水収益6億2,077万6,466円。こちら給水人口が3万7,315人、給水戸数が1万5,669戸でございます。自由ヶ丘団地簡易水道料金といたしまして334万9,186円。こちら給水人口244名、給水戸数106戸でございます。道ノ尾温泉団地簡易水道料金といたしまして285万9,569円、給水人口220人、給水戸数96戸でございます。続きまして、受託工事収益151万3,240円。こちらは修繕工事収入7万3,240円、件数は1件でございます。メーター器取付工事費144万円の147件でございます。その他の営業収益2,920万5,760円は、工事許可手数料99万6,000円、221件。竣工検査手数料135万6,000円、件数は222件でございます。他会計負担金181万5,000円は消火栓の維持管理費363基分でございます。続きまして、負担金1,324万4,056円の内訳といたしまして、水道メーター検針手数料、こちら長崎市上下水道局より80万7,480円。水道局内の局長人件費に係る負担金として下水道課より540万292円。検針業務負担金として、同じく下水道課より703万6,284円となっております。続きまして、加入金890万3,704円、件数は148件でございます。分岐料282万6,000円、件数は38件でございます。指定給水装置工事事業者指定申請手数料5万円、件数が5件となっております。指定給水装置工事事業者指定更新手数料、3件の1万5,000円となっております。続きまして、営業外収益7,398万1,805円。内訳といたしまして、預金利息9,963円、長期前受金戻入といたしまして7,331万3,477円。県支出金委託金14万7,000円、こちら権限移譲等交付金となっております。続いて雑収益、その他雑収益51万1,365円、296件でございます。主なものはコピー代等でございます。続きまして特別利益。固定資産売却益、土地売却益63万2,156円、1件でございます。過年度損益修正益3万3,087円、2件でございます。その他特別利益1万9,296円、件数は1件でございます。続きまして17ページになりますが、水道事業費用、営業費用6億4,841万8,496円。まず、原水及び浄水費2億4,133万1,862円。主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費、合計いたしますと1,346万2,803円となりますが、浄水係の1名分の人件費に係る分でございます。委託料1億258万363円。内訳といたしまして、水質検査業務委託770万3,780円、浄水場運転管理業務委託1億200万円等でございます。続きまして修繕費1,743万7,050円、49件。これはポンプとか制御盤の修理代でございます。続きまして動力費7,145万2,224円。こちらは浄水場、配水池、ポンプ室等の電気料金でございます。続いて、薬品費660万6,110円。こちらは凝集剤として使いますポリ塩化アルミニウム、あるいは殺菌するための次亜塩素酸ナト

リウムの原料となる原塩と試薬等でございます。続きまして配水及び給水費 8,373 万 2,826 円。主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費の合計 863 万 6,533 円、工務係 2 名分の人件費に係る分でございます。委託料 2,749 万 3,969 円。こちら漏水業務委託の 1,280 万円、水道メーター器取付委託料の 627 万 2,500 円等でございます。そのまま下の方に行きまして、修繕費 3,455 万 6,115 円。内訳といたしまして、配水管等漏水修理 3,155 万 8,355 円、128 件。水道メーターの再生費 299 万 7,706 円、2,203 戸分でございます。続きまして、総係費 8,089 万 3,156 円。主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費、合計 4,401 万 5,928 円。これは局長、課長、業務係等 7 名分の人件費に係る分でございます。続いて、委託料 1,607 万 4,435 円。内訳といたしまして、検針委託料 1,376 万 185 円、件数では年間トータルで 20 万 6,629 件分。水道料金下水道使用料システム保守業務委託 47 万 5,200 円等でございます。続きまして、減価償却費 2 億 2,768 万 2,959 円。このうち有形固定資産減価償却費が 2 億 2,284 万 4,424 円、こちらは建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品でございます。無形固定資産減価償却費が 483 万 8,535 円、こちらはダム使用权とソフトウェアでございます。続きまして、資産減耗費 1,281 万 6,766 円。固定資産除却費が 861 万 9,766 円、内訳として、建物、構築物、機械装置でございます。それと固定資産除却をするに当たって解体工事とかの支出を伴う分が 419 万 7,000 円、こちら 4 件分でございます。続きまして営業外費用 809 万 1,442 円。支払利息 778 万 7,586 円。企業債利息になりますが内訳といたしまして、財政融資資金、旧大蔵省の資金運用部資金を含めまして 469 万 5,831 円の 5 件。旧公営企業金融公庫資金を含めた地方公共団体金融機構資金が 117 万 4,346 円の 3 件。三菱信用組合 204 万 1,889 円の 2 件でございます。続きまして特別損失 15 万 5,900 円。固定資産売却損 15 万 5,900 円、こちらは水道施設の売却による売却損 1 件でございます。過年度損益修正損 4 万 2,936 円となっております。

続きまして 19 ページをお開き下さい。こちらは資本的収入及び支出明細書を記載しております。こちら消費税抜きでございます。まず、資本的収入 2 億 3,335 万 3906 円。企業債 2 億 1,600 万円。負担金。工事負担金として 1,503 万 6,000 円。分岐工事負担金として 228 万 7,000 円。分岐工事負担金は 14 件分となっております。続いて固定資産売却代金。土地の売却代金でございますが 2 件分でございます。岡北ポンプ室用地の一部と吉無田配水池用地の売却代金でございます。続きまして資本的支出でございますが、4 億 6,964 万 9,140 円。建設改良費 4 億 3,273 万 2,897 円。内訳といたしまして、事務費 1,413 万 497 円、職員 2 名分の事務費でございます。改良費 2 億 8 万 3,000 円。主なものといたしまして委託料 275 万 5,000 円。平木場配水池予定地地質調査業務委託 131 万 1,000 円、平木場中継ポンプ所予定地地質調査業務委託 99 万 4,000 円等でございます。路面復旧

費5,939万7,000円、こちらは平成30年度に管路の布設替工事を行いました3か所につきまして路面の復旧を行っております。工事請負費1億3,793万1,000円。主なものといたしまして、吉無田地区（内園）配水管布設替工事2,654万9,000円、平木場配水池敷地造成工事1,132万7,000円、第2浄水場受変電設備更新工事6,311万1,000円等でございます。続きまして固定資産購入費。量水器購入費といたしまして35万8,500円、170個分でございます。土地購入費2億1,816万900円。こちらは第1浄水場の更新事業に伴う土地購入費用となっております。続きまして、企業債償還金3,691万6,243円。内訳は、旧大蔵省の資金運用部資金の971万9,849円の2件分、旧公営企業金融公庫資金719万6,394円の3件分、長崎三菱信用組合2,000万円の1件分でございます。

続きまして20ページ、21ページをお開き願います。固定資産明細書を記載しております。有形固定資産として、土地、立木、建物等で令和元年度末の償還未済高は60億751万8,314円でございます。無形固定資産。ダム使用权、電話加入権及びソフトウェアで、令和元年度末現在高は7,416万4,010円でございます。

続きまして22ページ、23ページをお開きください。企業債明細書でございます。令和元年度末における未償還残高は23ページ左側の一番下になりますが、10億3,915万6,115円となっております。以上が令和元年度長与町水道事業決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、工事概要につきまして、図面等で工務係長より説明を申し上げます。

#### ○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

#### ○課長補佐（高橋庸輔君）

工事の概要について決算書14ページ、重要契約の要旨に記載しております工事の概要につきまして、配布しております図面の方で説明させていただきます。なお、配布図面に関しましては委員会終了後回収させていただきますので御了承ください。それでは図面の方で説明いたします。図面左側上部付近を御覧ください。番号1番、第1浄水場更新事業に伴う用地取得について説明いたします。本用地の取得につきまして、第1浄水場の更新を行うに当たり、上水を受ける水槽、ポンプ室、管理室等を建設する予定地といたしまして、面積2,274.13平方メートルの用地を購入いたしております。続きまして図面下側中央付近を御覧ください。番号2番、第2浄水場受変電設備更新工事でございます。工事概要は平成元年に設置いたしました受変電設備の経年劣化に伴い更新を行っております。続きまして図面右側上部をご覧ください。番号3番、吉無田地区、内園配水管布設替工事でございます。工事概要は昭和51年に布設いたしております水道管の更新を行い耐震化を図っております。内容といたしまして、配水管口径75ミリ、延長589.6メートル。配水管口径50ミリ、延長174.6メートルの更新を行っております。続きまして図面左側中央部をご覧ください。番号4番、西高田、日当ノ尾線

ほか路面復旧工事でございます。工事概要は平成30年度に施工いたしました高田地区、西高田配水管布設替工事に係る路面復旧工事4,160平方メートルを行っております。続きまして図面左側下部をご覧ください。番号5番、青葉台団地内路面復旧工事でございます。工事概要は平成30年度に施工いたしました青葉台団地配水管布設替工事に係る路面復旧工事5,500平方メートルを行っております。

以上、重要契約の要旨についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

以上で提案理由の説明は終わられたということによろしいでしょうか。

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

以上で提案理由の説明を終了いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時45分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑の方法といたしまして水道事業会計決算書の1ページから11ページまで。それから関連いたしますので、お示しいただいている図面と提出資料についても質疑はしていただいているんですが、まず質疑をされる前にページ数なり、資料なりをおっしゃっていただいてから質疑をお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

7、8ページの下の方に土地の買却がありますよね。マイナスの1万9,296円。土地の売却、この件についての件数とかはちょっと聞いてなかったんですけど、場所とか、それが分かればよろしく願いいたします。どういう形でそれを売ったのかですね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

こちらは池山の土地区画整理事業に関連するものでございまして、旧吉無田配水池というのがございました。その部分に係る水道用地を売却したところでございます。番地といたしましては吉無田郷1399番地2でございます。ここに上がっている1万9,296円という額は、帳簿価格の分がここに記載をされているといった形になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら決算附属書類の中の12ページから15ページの間で質疑を受けた

と思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

13ページの（4）その他の重要事項で、一般会計からの消火栓の181万5,000円を給与の方に充当したとなっておりますけども、そうしたならば、この消火栓の維持は要らなかったということなんですか。ちょっとそこの内容を、どういう形で、なぜしたのか。よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

消火栓の維持、管理費につきましては、一般会計の方が負担するべきものであるということで、一般会計の方から負担金をいただいておりますけども、その負担金が181万5,000円という額でございまして、この分につきましては全額、職員の給与費に充当をさせていただいたという意味でございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、維持をしなくてもよかったから自由に使ったとか、全然維持する必要がなかったっていいんですか。戻さなくてもいいわけですね。使わないから本当は戻さんといかんか分らんけども充当できるのか。そこをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

消火栓の維持管理につきましては、大きな目で見ますと水道管の維持管理の中に消火栓の維持管理っていうのも含まれてしまいますので、その中で消火栓の維持管理費にどれぐらい掛かるかっていう計算をすれば、こちらの181万5,000円掛かると。でするので消火栓の維持管理をしなければなくてよかったというわけではございませんで、消火栓の維持管理費にはこれだけお金が掛かりますと。そういった面で一般会計の方から負担金をいただいております、その分につきましては、維持管理に関わる職員の給与費に充当をしたということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは次の16ページから18ページの水道事業会計収益費用明細書の中で、質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今度は16ページの特別利益の中の固定資産売却益。土地売却益1件って聞いたんですけど、63万2,156円利益があったようになってますけども、どこの場所を何平米ぐらいで、どういう形でなぜ売ったのか。もう当然必要ないと思っておったと思うんですけども、そこをより詳しくお願いいたします。中身をですね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

こちらの土地売却益63万2,156円。これとその表の一番下の、その他特別利益1万9,296円は、実は同じ場所でございます、先程申し上げました池山土地区画整理の中の旧吉無田配水池の用地になります。土地売却代金、全体の額としては65万1,152円になります。そのうちのその他特別利益、一番下の1万9,296円が帳簿価格になりまして、65万1,152円から1万9,296円を引いた金額が、土地売却益として上がっているものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

結構、利益と言うか、プラスになって、結構良い値段で売れたような気がするわけですけども、場所がちょっと池山って言っても分かりませんので面積と、個人に売ったんじゃないかと思うんですけども、今度は宅地なんかになって利用できるような状況になっているのか。用途的なことを、面積と分かる場所的なこともお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

まず場所でございますけれども、池山土地区画整理開発区域内の用地でございます、面積は67.16平方メートル。こちらの売却額につきましては、こちらの事業者側の提案額ということで、それを受け入れた形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

この用地代金によって換地を求めないということで契約しておりますので、池山土地区画整理地内に水道用地を残さないという形になっておりますので、現状は水道用地が残らず今の池山団地の宅地なり、という形に使用されてるということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

長崎市の水道と下水道の関係で、長与の水道を使って長崎市の下水道の排水区域になっておる所は1件当たり幾らで、まだ収入があつておりますか。例えば道の尾とか、百合野の一部がまだ長崎市水があると思うんですね。そうするとそれを使って長与の下水を使っておると、今もそうだろうと思うんですけど。そういう場合、長崎市の水道の検針の数量に応じて負担金を長崎市にやっておったんですね。私が逆に長与の町水を長崎市の下水道に使うなら貰えと、うちの水道も貰えよと、長崎市から取れということで、そういう経過が過去はあつたんですけども、まだ未だに繋がつておるのかどうか、切れてるのか、どうなつてますか。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

今現在も自由ヶ丘、道の尾の検針に関しては、長崎市から検針手数料としていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

要するに私が尋ねたいのは、水道の事業収益のどこに入つておるのかなと思つて。款項目節でよく分からないんですけども、これはどこに入つてるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

16ページの水道事業収益、営業収益のその他営業収益の負担金に長崎市からの負担金も入っております。その中の一部、金額は80万7,480円請求いたしております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

18ページの委託料の中で水道検針業務委託料がありますよね。これかなり長く雇用された方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、現在何人ぐらいで、平均何年ぐらいになるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

人数は現在19名でございます。2人退職をいたしまして、そこから2名減ということで現在17名でございます。平均年数につきましては、手持ち資料がございませんので回答できません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

次に19ページ水道事業会計資本的収入及び支出明細書について質疑はありませんか。  
吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

また土地のことをお聞きしますけど、19ページの資本的収入の土地売却代金2万7,396円。岡北と、吉無田っていうのは先程の池山になるんですか。また別の吉無田ですか。そこんところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

19ページの土地売却代金につきましては、まず内訳をお話いたしますが、岡北ポンプ室用地の一部ということで、こちらが8,100円でございます。吉無田配水池用地は、先程話をいたしました池山の区画整理の所の旧配水池の用地でございます。こちらが1万9,296円。これを合わせまして2万7,396円といった形になってます。こちらは資本的収入で、資産として収入があった分を3条の収益的収支の方で費用化しておりますので、一見2つ上がってるように見えるんですけども、公営企業会計の経理の中では4条分での収入と、3条で費用化というふうな形での計上になっております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では岡北の方は、16ページのその他特別利益に8,100円は上げなくていいということになるわけですか。この岡の方は16ページのその他特別利益に上げなくていいという、3条か4条の関係でなるわけですね。そこんところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

岡北ポンプ室の売却損につきましては18ページ下段、固定資産売却損の方に売却損が上がっておるわけでございますけども、先程19ページで岡北ポンプ室の用地の一部、8,100円と申しあげましたけれども、こちらは売却するに当たって財産評価委員会の審議を経まして8,100円。ただ帳簿価格が16万4,000円ございましたので、その差額が固定資産売却損として15万5,900円上がるといったこととなります。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

もう1回確かめます。そしたら18ページの固定資産売却損の15万5,900円は岡北のポンプ室、1筆のみということでもいいということですか。お願いします。



○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

そのとおりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

続いて、20ページ、21ページの固定資産明細書、それから22ページ、23ページの企業債明細書まで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

吉岡委員の質問に関わることなんですけど、3条でも4条でも歳入に上がっておるんですね。例えば16ページの特別利益で歳入に上げておるわけですね。ところが4条予算の方も歳入の方に上がっておるわけですね。何かちょっと理解できないのが、例えば、この土地を3条と4条、両方で歳入を受けて、歳出は何もないということですから。例えばどっちかを売り払ったら4条で19ページ、売り払って歳入があったと。そうしますと3条で受け入れたとしますよね。そうしますと歳出に組まないかん。そこで支払いをして4条予算の方に収益が上がると。どっちかが収入であり、どっちかが歳出であるということにならんとおかしいんじゃないかなと今ちょっと気付いたんですけど、この議論の中で。両方とも歳入で上がるというのはいかがなものか。それでいいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

企業会計の中の期間損益という考え方でいけば、まず3条予算というのがございます。資産関係が4条予算でございまして、御指摘の土地売却につきましては4条予算において資産を売却いたしました。それは4条の収入になります。ただし、3条の方で収益化をしなければならぬというのがございまして、3条の方に元年度の収益化分が計上されるといった形になりますので、確かにおっしゃるとおりではございますけれども、企業会計の経理の仕方では、このようになると理解をしております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

企業債明細書の中で、真ん中ぐらいに長崎三菱信用組合というのが2つあるんですね。平成26年に借り入れておるから、その後は毎年上がってきておったんじゃないかなと思うんですけども、大体水道等については違うあれを使っておったというふうだと思うんですね。だから、この政府債の借り入れという上5本については借り換えは普通させないですから。金利が高いですたいね。だから借り換えたらもっと安くで済むわけですね。

ど。そこで単独事業か何かで三菱信用組合から借りたんじゃないかなという想定はしますけども、金利も0.65ってということで、一番下にありますのは財務省関係の国の機関でも0.30でしたよね。そういう場合に、もう借りたものですから、どうのこうの言いませんけども、政府債でも低いものがあれば、逆に単独で借りた0.65でありながらも、やっぱり借り換えをするようなそういう姿勢が必要じゃないのかなと。しかしこのくらいのお金はもう借り換えを認めませんよということになるのか。何かその辺りの検討をされたのか、どうなのか。あるいは実態をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

借り換えの検討をされたのかっていう話でございますけれども、まず政府系の資金につきましては、利率っていうのがある一定より上というものじゃないと借り換えができないというのがございます。そういった中で三菱信用組合の0.65の利率の分につきましては、総額で4億円借りた形にはなっておるわけですが、端的に申し上げますと、この分についてまだ借り換えの検討をしたことはございません。

○委員長（中村美穂委員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

起債の借り入れにつきましては県の申請が必要になってくるんですけれども、この借り入れにつきましては縁故債ということで、市中銀行の借り入れということで県からの指導があったものと考えております。市中銀行ということで三菱信用組合を選択したということですが、この分については一般会計でも借り換えと言いますか、条件の変更ということをやっておりますので、まだ償還年数が、例えば期日一括償還とかいう部分もございますので、この辺も含めて貸付条件の変更を今検討してる段階でおります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

詳しいことは分からないんですが、有形固定資産については、建物とか、機械とか、工具とか、そういったものは耐用年数とか、劣化年数とか、大体どのくらいで交換されてるのか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

例えば、水道管で言えば耐用年数が40年になるわけですが、耐用年数を迎えたからすぐ交換という形でいきますと、非常に更新に係る費用というか、あるいは集中的

にそういった費用が掛かってしまいますので、40年は目安にするんですけども、耐用年数即交換という形では考えておりませんで、今大体、耐用年数1.5以内ぐらいを目安に更新の方は進めているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

20ページの固定資産明細書の土地の減少額が18万3,296円ありますけども、これは18ページの15万5,900円と19ページの2万7,396円を足したらこうなるんですけども、これでいいんですか。僕の計算間違いか知らんけども足したらこがなるもんだから、別の18万3,296円というのが出てくるのか。どういうものが18万3,296円となった数字になるのか。説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

吉無田の配水池の一部である1万9,296円と岡北のポンプ室用地16万4,000円。これは固定資産帳簿上に登録がある金額を落としたということで、その2つの額を足したものが当年度の減少額になります。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そしたら当年度減少額が建物、構築物、機械装置ありますけれども、建物の減少とか、構築物の減少というのは減価償却以外で上げてるのか。実際、物売り渡して減ったのか。ちょっとその減少額の中身の意味も詳しくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

減少額は当年度に除却したのになります。21ページが減価償却のものになりますので、20ページの減少額は除却したのになります。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

建物の除却とか、無くなったわけでしょうから、その場所とか、何棟なのか、あるいは構築物がどういうものになったのか、機械装置が結構4,500万円近くありますけども、どういうものが除却したのか。中身が分かればお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

建物の除却に関しましては本木中継ポンプ室解体工事に伴うもの。構築物に関しましては管路の除却に伴うもの。機械及び装置がポンプ室の解体工事に伴いテレメーター盤などの除却を行ったりしているものが内容として含まれております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。次にこの図面、それからこちらから求めた資料についてを含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

補正で債務負担行為が上がってきたわけで、その中に今までの経験からして薬品とか、何とか入れたら良いということ言われたわけですが、そうした場合に支出の方からすれば17ページにそういう部類が入ってくると思うんですけれども。次期からは、この中でどういう部類が債務負担の方に入っていくって、次期からはこの会計に上がってこないとか。そういうのが分かれば、ピックアップして教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

17ページの原水及び浄水費の通信運搬費が入ってきます。それとその下段、委託料の中にあります運転管理業務委託、今現在行っております委託料が入ってきます。続きまして2段下、修繕費。ここで上がっておりますうちの年間500万円分が債務負担に計上させていただいております。続きまして、その下、動力費のほぼ全体が入ってきております。続きまして薬品費660万6,110円の中には今回含まれてない部分若干ありますが、大部分が今回の債務負担に入ってきております。続きまして一番下段、自由ヶ丘団地簡易水道費、ここにあります動力費。続きまして18ページでございます。道の尾温泉団地簡易水道費の中にあります通信運搬費、その2段下の動力費、以上が今回の債務負担の中に計上させていただく予定でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

こちらの資料、不納欠損額のところで行方不明が4件というところなんですが、これは12か月の間に4件いなくなって、処分するのに12か月掛かったということですか。そして、その他っていうのはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

不納欠損の行方不明ですけれども、水道使用を止められてからその後ずっと本人に未納料金の納付をお願いする形になるんですけれども、町外へ転出してしまったりとか、あとは住民票がなくてどこに行かれたか分からないような方達が行方不明となりますので、平成26年度未納分を今回不納欠損してるんですけれども、そこからずっと平成31年度まで接触を図ったんですけど、どうしても行方は分からず不納欠損をしたっていうのがその4件になります。その他が1件、こちらは破産による徴収不能になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

旧企業団の配水管を長与で、1回聞いたか分からんけども再度確かめますけど、その配水管は有効に利用はしてるわけですか。全部ですか。そのところ再度お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

企業団から帰属された管につきましては、現在、大部分は有効利用をさせていただいておりますが、時津町向けに布設しております200数十メートルに関しては未だ使用はしていないという状況でございます。これは時津町向けにどうするか、時津町との協議が必要になってくるものだと説明はさせていただいているものだと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら歳入歳出全体を通して質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

決算書の5ページのところに損益計算書がありますよね。その中でお聞きしたいんですが、営業費用の最後、営業利益。このところが約900万円ありますが、確かこれが前年度と比較して半分近く減少していると思うんですが、その原因と、これがいろいろ影響を与えないものなのか。この辺りの詳しいところをお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

営業利益が928万5,725円ということで、昨年より落ちているんでないかという御指摘でございますが、御指摘のとおり平成30年度に落ちているわけですけれども、これを平成29年度、28年度まで伸ばしてみますと、平成30年度にかなり落ちているわけでございます。その傾向が元年度も引き続き来ているという状況でございますけ

ども、給水原価と供給単価の推移を見ていきますと、平成29年度まではそう差がなかったわけですが、具体的に数字を申し上げますと、令和元年度は給水原価、有収水量を1トン当たり作るのにどれだけ費用を要したかっていう給水原価が176.05円。供給単価、1トン当たりどれだけ収益を得てるかっていうのが189.27円。この差が13.22円になるんですけども、この差が昨年度は16.84円、平成29年度は30.86円だったんですよ。結果的に水を売って得る利益と水を作るための費用の差が無くなってきて、水道事業の本業の部分が儲けが少なくなっているという傾向が出てきていると。そういうことになっております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況の説明としては分かるんですが、なぜそういうふうなことになっていったのかと、あと今後影響がないのか。その辺の原因的なことをもう少し分かりやすくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

先程申し上げた給水原価、供給単価という話で申し上げますと、水を作るのにどれだけ費用を要したか直接関係するのが営業費用になります。営業費用というのが決算附属書類で申し上げますと17ページの営業費用6億4,841万8,496円。この費用が水を作るための費用というふうに考えていただきたいと思うんですけども、この費用が上がれば水を作るための費用が増えて利益との差がどんどん縮まっていくと。その結果、営業利益というのが減っていくとといったことになっております。それで、どういった理由で上がってきたかというのを申し上げますと、比較的顕著に出ておりますのが、減価償却費というのが上昇傾向にあります。減価償却費について申し上げますと、令和元年度の決算が2億2,768万2,959円。これが平成30年度は2億1,454万5,766円、さらに平成29年度まで遡りますと1億9,944万9,911円。ここで見ますと1,000万円単位で上昇があると。1つの要因としてこの減価償却費の上昇というのが考えられます。あと諸々営業費用に関連する部分の上下によって、この水道の本業の部分、この営業利益というのは上下していくといった形になります。

○委員長（中村美穂委員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

補足して説明させていただきますけれども、収益が落ちてくるというのが主な要因ですけれども、その分につきましては給水人口が年々減少しているという傾向にあります。それと給水原価がどんどん上がっているという部分につきましては、動力費とか、そういった水を作るための経費が年々上がってきているということで、今回、営業利益が落ち込

んでるということですがけれども、水の使用につきましては、今年度はコロナの影響も若干あるかと思うんですがけれども、前年度で比べれば収益が上回ってる状態になっておりますので、決算を踏まえないと分からないですけども、令和元年度が今のところ一番、谷状態になってるのかなということで、来年度以降につきましては、収益については少しは上向きになってくるかなということで、経営の方は予測をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

平成30年度の決算を見ても営業費用自体は今年の方は低くなっているはずなので、やっぱり収益が下がってるから単純に営業利益が減ってると思ってて、その原因が恐らく有収水量が減ってるということが主な原因だとは思いますが、今年はコロナの原因で多少増えるとは思いますが。例えば人口が減っている、あとトイレが優秀になっていくとか、そういうことでどんどん水使用量は減る傾向にあると思うんですね。3年後、4年後とか、コロナが終息したあとのことを考えるとマイナスに転じる可能性が多々あると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

御指摘のとおり確かに営業費用を見ますとそう大きな変動はございませんでしたので、局長が申し上げましたとおり、今年度は収益の方の減少が大きな理由ではないかなと思っております。今後の収益の推移を申し上げますと、全国的には基本的に人口減少の時代に突入をしております、それに伴って給水人口の方も減るのではないかなという見通しが立っておるところでございます。私どもも間もなく長与町のマスタープラン、総合計画が改定をされますので、それに合わせた人口集計を基に新たなシミュレーションを立てて、その辺りはシミュレートしていきたいと思っております。先程申し上げたようにコロナの関係もございますが、昨年よりも収益自体は上がってきている状況でございます。ただ、それがこのまま継続していくかというのは、やはりいろんな状況が絡み合ってきて、まだ若干不透明な部分もあるかと認識をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

数字とか監査の決算意見書を読んでみたんですけど、業務状況とか経営成績、それから財政状況。これを見るとある程度安定しているというふうには書いてるし、私もそのように思っているんですけど、今後、水道料金の値上げということは考えてますか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

水道料金の値上げの予定ということでございますけれども、まずは経営努力ということで見直す部分を率先的に見直して、今、一例で挙げますと、来年の4月を予定して機構改革を検討しております。それと今回債務負担行為でお願いした委託料の問題とか、そういった、まず見直すべきものを見直すということで優先して、今後、第1浄水場の建設の問題もございまして、そういった部分がある程度明確になった段階でどうしても経営が成り立たないということであれば、皆さんに説明をしながら、町民に理解を求めながら料金改定ということを行っていきたいと思っておりますので、ここ1、2年で、即、料金改訂ということに関しては考えておりません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第76号のうち剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号のうち剰余金の処分について採決します。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第76号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号のうち決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案のうち決算認定については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時49分～13時15分）



**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

まず昨日の介護保険課のところで、質疑に対する答弁をさせていただきたいということでございますので、その旨、介護保険課長からお願いしたいと思います。

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

昨日の委員会におきまして議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の委員会審議におきまして、質問がございました際に手元に資料がなかったために回答ができなかったものがございます。その点について答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。2つあります。まず1つが安部委員からの質問で、決算書の事項別明細書の26、27ページになりますが、1款2項1目12節役務費の中のコンビニ収納手数料でございます。こちらの件数について質問がございました。件数につきましては延べ3,131件でございます。続きまして、吉岡委員の方から提出資料の件についての御質問があったんですけれども、歳入の収納状況というところで不納欠損の欄の平成26年度以前の被保険者の方について、現在も被保険者として町内に在住をしているのか。また、その方々の現在の保険料がどうなっているかという御質問で、この件数というのが一年度分を1件ということで数えておりますので、複数年度いらっしゃる方もいらっしゃいます。実人数で申しますと6名でございます。その6名の現在の状況としましては、死亡により資格を喪失された方が2名、そして転出により資格喪失をされた方が1名、残り3名については現在も町内在住で保険料を賦課しているところでございます。現在のこの3名の方の保険料の徴収方法としましては、3名とも特別徴収に切り替わっておりますので、令和2年度はですね。ですので、今のところ現年度分については、未納はない状態ということでございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（中村美穂委員）**

昨日の質疑に対しての答弁がありましたが、よろしいでしょうか。お疲れさまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口課長。

**○下水道課長（山口新吾君）**

それでは議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、第2条におきまして、当初予算第5条に定めました債務負担行為の補正であり

まして、長与町下水道施設維持管理業務委託の期間及び限度額を追加するものでございます。内容につきまして御説明をいたします。現在の浄化センター及びマンホールポンプ場の維持管理業務におきましては、包括的民間委託方式を採用をいたしております。これは民間の創意工夫を活かし、下水道サービスの質を確保しながら効率的な維持管理を行うための手法であり、平成30年度から3年間の契約で実施をいたしております。この契約期間が令和2年度で終了をいたします。そのため業務準備期間を設け円滑な業務の引き継ぎを行い、令和3年4月から万全の体制で業務が行えるよう、本年度中の契約締結を行う必要があることから債務負担をお願いするものでございます。業務の内容につきまして簡単に御説明をいたします。浄化センターにおきましては、運転操作監視業務、機械類の保守点検業務、水質試験業務、施設管理業務等の業務となっております。マンホールポンプ場におきましては、ポンプの保守点検業務、修繕業務、運転状況監視業務のほか、緊急時の対応につきましても業務に含めております。現在の業務委託との違いにつきましては、業務委託期間を3年から5年に延長する予定といたしております。そのため受注者が長期的な視野で業務が行えるため、民間の技術力や企業努力がより反映されやすくなるというふうに考えております。また現在、町が直接発注をしております一部の業務につきましても、令和3年度からは委託業務に含める予定にしておりまして、さらなる事務の効率化を図ることとしております。債務負担の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。また限度額につきましては、12億2,500万円を予定をいたしております。

次に補正予算（第1号）に関する説明書でございますけれども、1ページの方を御覧いただきたいと思っております。債務負担行為に関する調書でございますけれども、今回追加する長与町下水道施設維持管理業務委託の調書を添付をいたしております。一番右に記載をしておりますが、限度額12億2,500万円の財源の内訳といたしまして、下水道使用料を充当する予定といたしております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程、水道の方でもお尋ねをしたんですけれど、今まで3年間の契約だったんですね。これが5年間になったということですけど、5年にした正式な理由。それから経緯と、3年から5年にしたメリット。こういうものが分かったら教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

当初は3年ということで実施をしとったんですけども、これにつきましては包括的民営委託ということで、下水道協会のマニュアル等を見ましても原則3年から5年というふうに記述しておりまして、初めて行う複数年契約ということもございまして当初は3年契約を行って、改善等があれば改善を行って、より効率的な施設の運営を行うために、まずは3年間ということでやとったんですけども、今回につきましては3年から5年に延ばすことによりまして、先程説明をいたしましたけれども長期的な視野で業務を行えるということと、それによりまして業者のスキルアップが図られ、そしてまた業者の企業努力、あるいは技術力、それがさらに反映されるのではないかと。より安定的な業務が行われるのではないかとということから3年を5年に延長した次第でございます。また積算金額におきましても設計上では諸経費が抑えられますので、1年単位で考えますと、委託料についても、設計額につきましても安価になるのではないかと予測いたしまして、今回3年から5年に契約期間を伸ばそうということで予定している次第でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

テスト期間で3年間と。前はここもやっぱり随意契約で何十年も進んできて、やっと入札制度になって単価が落ちたという経緯があるんですね。この3年間で何か不備なこと、3年間にしたメリットが何かあったのか。それによって今度は5年ということになったわけでしょうから。随意契約をしたときからこの3年間というのを比較して、どのようなメリットがあったのかなと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

以前は、委員がおっしゃるとおり1年契約で随契でやとったんですけども、平成30年度から3年間の期間を設けて業務を行う包括的民営委託、性能発注ということで、まず業者の技術力を弾力的に発揮をしていただくということで、業務の中にユーティリティ費、電力費とか、薬品費とか、そういったものも業者が単独で発注をして、価格等も独自で交渉をして決められるといったことで、より経済的に削減できたことが一番大きなメリットではないかなというふうに考えております。あと、うちとしましても、そういった電力費とか、薬品費とかを業者に依頼することで、職員の事務の軽減も図ることができましたし、そういったことをトータル的に考えますと、包括的民営委託で3年間にしたおかげで様々なメリットがあったというふうに考えております。また修繕業務におきましても簡易な修繕につきましては、この包括的民営委託に含むことで発注業務の削減というものもできたことがありますので、包括民営委託して今のところは良かった点しかないような気がいたしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一括発注でいろいろなメリットが出てきたということですが、人力的には前と比べて同じような形で来てるのか。委託したから1名ぐらい減ったとか、あるいは今度5年することによって人員がちょっと減るのか。変わらないのか。そういう見通ししているのはどういう具合に考えてますか。人員の構成ですね。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

現在、協環に委託をしてるんですけども、通常の日には9名の方が浄化センターの方で委託業務先の職員の方が保守点検であったり、監視業務であったり、そういった業務をいたしております。今回うちがお願いをしている包括的民営委託については、うちから要求書というのを作ります。仕事に対する要求書ですね。その中には人数というのは制限はございませんので、あくまでもうちが要求をした事項につきまして、満足する成果が出られれば人数については特段決まり事はございませんので、その辺で業者が企業努力という面で人数を減らすことができるのであれば、今後はもう少し人数を減らすというふうな手段も業者の方は頭の中に入れていたのではないかなと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今度は町側の方の人員配置が今まではおのおのやとったから、いろんな形で人員が必要やったかも分からんけども、こうやって3年間やってみて、あるいは5年間することによって今度は町側の人員が今まで10名やったとがひょっとしたら9名で済むとか、あるいは10名で変わらないとか。そういう見通ししているのはどういう具合に考えておりますか、町側の方の内部的な方ですね。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今、町の職員8名体制で業務を行っておりますけれども、確かに浄化センター等、包括民営委託ということで業務の軽減を図りましたけれども、今後また高度処理とか、そういった工事も新たに発注をしてまいりますので、そこに担当する職員が必要でございますので、今の8名というのは必要ではないかなということで、同じ職員数でいくのではないかなという予測をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

水道の方もあったんですけど、今度のことに対して一部の業務委託というのも、50万円以内の入札辺りも委託をするという上水の話があったんですけど、下水についても同じようなことで考えとっていいですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

現在の包括民営委託の中で簡易な修繕ということで約30万円程度の、修理費の上限として包括民営委託の方に含めておりますけれども、もう少し人件費の高騰であったりとか、資材の価格の上昇等を考えますと、やはり50万円程度の修繕費については包括に含めた方が良いのではないかという方向で検討をしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

下水の高度処理化っていうのは恐らく5年の間には終わってしまうのかなと思うんですけども。そうなってくると各年度の仕事量みたいなのが変化するのかなと思うんですけど、増えるのか減るのかちょっと分からないんですけど、その辺のことも加味されての入札になるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

確かに今後高度処理等も出てきまして、浄化センターの工事というのは出てくると思うんですけども、今回の包括民営委託についてと、職員の数というのはあんまり関係はないかなと思うんですけども、今後、職員数についてはきちんとその仕事に対応した職員の配置を、人事部局との関係もありますけれども、お願いをしながら今後の高度処理については対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

高度処理の工事が終われば、6系統全部フル稼働するということになれば、仕事量がちょっと増えるのかなと思ってんですけど、その辺はどうなんかなと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

委託業務の職員については、今、4系だけが高度処理を稼働しております。今後5系、6系ということで稼働していきますけれども、確かに今回、包括民営委託をする業務内容にもそういった高度処理の分を加味した上で条件書を作成してプロポーザル方式ということで公募するというふうになりますので、仕事量的には確かに若干機器類が増えたりとかして、そういった機器類の監視業務というのは増えるかもしれませんが、ほかの業務についてはほとんど変更はございませんので、(株)協環がそれに対応するための人数等には、変更になるようなところまではいかない業務量になろうかというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

委託契約を3年から5年にということになるということで、長期的にやることによって先程の御説明ではスキルアップとか企業努力とか、技術力のアップとか、そういうメリットがあるんじゃないかという話でした。今後のことなんですけれども、そういう町としてこういうメリットがあるんじゃないかということに対して、それを一定報告を受けるとか、こういう業務改善ができましたよというような報告とか、あるいは町として評価するとか、そういう仕組みづくりというのも要るんじゃないかと思うんですが、そういう考えはいかがなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

確かに委員が言われるとおり、今後こういった契約方式にすることによって、こういったメリットがあったのかということを検証をすることも必要だと考えておりますので、それを基にして今後の5年間の委託に活かしていくということもございますので、業者の方からは、こういったことは改善した方が良いのではないかと、そういうふうな御意見を伺っておりますので、そういったことも踏まえながら今後の5年間としたいと思うんですけれども、そういったルール作りですね。そういったものも今後どのようにした方がいいか。そういったことも調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

水道のときに私ちょっと聞いてみたんですが、令和3年から7年まで同じような方式でやりたいという提案があったもんだから、どっかの先進地を参考に、どこをされたんですかと聞きましたら、下水道課を参考にしましたということをおっしゃられたわけですね。

からおたくは、水道課の先生に当たるわけなんですよ。そのときの水道の説明は、今、課長が言われたようなメリット、デメリットって言うか。そういう面でほかの議員からも話があったんですけども、安定的な経営ができるとか、経費を節減ができるとか、その経営者側ですね、5年間保証をされるというメリットがありますというような説明があったんですね。町側としては3年から5年にしますと経費率が下がって、それだけ安く上がるというような説明で、双方がメリットがありますという説明があったわけなんですよ。ところが耳に言葉ではしますけども、実態としては見えないわけなんですよ。我々議会側としては見えません。先程説明でも課長が長期的な視野でとか、諸経費が抑えられるとか、あるいはスキルアップができるとか、安定的な経営というような、同じ様な発言をされたわけですね。ところがそれでもどういうメリットが、例えば金銭的にはどういう形で目に見えてくるのかと言いますと、今は全く目に見えないわけなんですよ。したがって、例えば説明の資料として平成30年から下水道の場合は行われたわけですたいね、3年間。そうしますと平成27年から29年まで3か年、平成30年から3年間した期間の中で、現在の3条予算の中でこれとこれとこれとこれは委託をしたと。12億2,500万円に今度予想がされてますね、限度額。これを5年間で割りますと2億4,500万円なんですよ。そうしますとこの2億4,500万円の年間経費は、3条予算の中の今まで平成27、28、29年の予算の中で、例えばこれとこれとこれが当たると。それを合算しますと3億円だったとします。そうしますと今回のように業務委託を替えていくことによって2億4,500万円に変わりますよと。こういう表を作って説明すると非常に我々議会側は分かりやすいわけですね。ああ、なるほどと。これだけ経費が節減できるんだなという理解をされるんですが、なかなか言葉で経費率が下がりますよとか、経費が下がりますよとか、削減されると言っても見えない。だからそういう資料がもしあれば提示をしてみんなの理解を得ると。3年間の実績もありますので、すぐできるんじゃないかと。今の方式で3年間実績があります。その前の3年間の3条の項目別、それと3年間の比べ、これをすると実績としてはこれだけですよというものが「ぱっ」と見えるわけですね。そういうものを出して説明をされたら非常に理解はしやすいと思うんですが、そういうのはないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

先程委員がおっしゃられた資料につきましては現在ちょっと持ち合わせておりませんので、今回お示しすることはできない状況でございます。今後については、そういった資料を作成して説明をしやすいような形で議会にもお示しをしたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

新しくそういう契約を今後やっていく中で、恐らくいろんな競争が発生するんじゃないかと思うんです。それぞれの業者で競争されるわけですけども、当然その中でいろんなコスト削減の努力がなされると思うんですよ。やっぱり気になるのが最終的には大村湾に放流する形になるときに、きちっと環境の悪化に繋がるようなコストダウンはしてはいけませんよっていうような、そういう指導なり、きちっとした明記なりっていうのを当然されると思うんですけども、ちょっとそこは大事なとこだと思うので、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（中村美穂委員）**

山口課長。

**○下水道課長（山口新吾君）**

委員がおっしゃいますとおり、最終的な処理水については大村湾の方に放流いたしておりますが、浄化センターの運営につきましては大村湾の流総計画というのがございます。その中で、大村湾は閉鎖的な海域であるということから長崎県独自の上乗せ基準を設けておりまして、より厳しい水質の項目を設けておりますので、今回発注をする業務委託の中にも当然水質検査の項目とか、クリアしなければならぬ水質基準を明記しており、クリアできなければいけないと明記をしておりますので、環境悪化には繋がらないような仕様で今後も運転業務委託の方を発注していきたいというふうに考えております。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（中村美穂委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。



山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

それでは議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして御説明をいたします。1枚めくっていただきまして、目次の下に消費税の取り扱いにつきまして記載をいたしております。それでは1、2ページをお開きください。決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入におきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計9億6,846万2,000円に対し、決算額は10億1,140万8,416円となっております。収益全体では4,294万6,416円の増収となっております。これは第1項営業収益におきまして、予算編成時の排水戸数見込みより排水戸数が増加したことなどによりまして、減額補正をいたしました予算額よりも633万4,978円の増収となり、第2項営業外収益におきましては、一般会計繰入金を増額や追加償却資産の長期前受金戻入などを行ったことなどによりまして、3,660万9,349円の増収となったことが主な理由でございます。

続きまして支出におきましては、第1款下水道事業費の予算額合計9億4,472万2,000円に対し、決算額が8億9,980万9,642円となり、不用額が4,491万2,358円となっております。不用額の内訳につきましては、第1項営業費用につきましては、管渠費、処理場費、総係費などに要する費用でございますけれども、委託料あるいは人件費等の減額によりまして3,208万4,587円。第2項営業外費用につきましては、企業債支払利息などに要する費用でございますけれども、消費税還付等によりまして1,162万977円の不用額が発生したことが主な理由でございます。以上の収入支出の内訳につきましては、附属資料の17、18ページにも税抜きで記載をいたしております。次に3、4ページをお開き願います。（2）資本的収入及び支出の収入につきましては、予算額合計4億9,667万6,000円に対しまして、決算額が4億6,831万6,342円となっており、2,835万9,658円の減収となっております。これは建設改良費の繰越によりまして、第1項企業債及び第2項国庫補助金が減額となったことが主な理由でございます。また、受益者負担金につきましては159万342円の増収となっております。次に支出につきましては、予算額合計8億5,492万1,000円に対し、決算額が8億2,268万8,578円となり、繰越額が1,745万円、不用額が1,478万2,422円となっております。これは第1項建設改良費の支出の減が主な理由でございます。第2項企業債償還金につきましては、決算額といたしまして1億8,857万581円を償還しております。以上の資本的収入及び支出の内訳につきましては附属資料の19、20ページに税抜き額で記載をいたしております。また、企業債償還金につきましては附属資料の23、24ページに企業債明細書を記載をいたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,901万9,736円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,006万7,187円、過年度分損益勘定留保資金5,925万2,968円、減債積立金1億8,

857万581円、繰越工事資金8,112万9,000円で補填をいたしております。

次に5、6ページをお開き願います。損益計算書で税抜き額となっております。1及び2の営業収支におきましては、営業収益6億1,562万9,550円に対しまして、営業費用8億147万1,353円となっており、差し引き1億8,584万1,803円の営業損失となっております。3及び4の営業外収支におきましては、営業外収益3億4,010万8,963円に対し、営業外費用7,265万1,777円となっており、差し引き2億6,745万7,186円の利益となっております。この結果、営業収支及び営業外収支を合わせまして、8,161万5,383円の経常利益となっております。また5ページから6ページにかけましての6特別収支におきましては8万3,796円の損失となっております。以上の結果、当年度純利益が8,153万1,587円。また、その他未処分利益剰余金変動額といたしまして1億8,857万581円を計上いたしました。以上により当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額を合算いたしまして、当年度未処分利益剰余金が2億7,010万2,168円となるものでございます。

次に7、8ページをお開き願います。令和元年度長与町下水道事業剰余金計算書でございますけれども、資本金、資本剰余金、利益剰余金を合わせまして、右側に記載しております資本合計46億3,518万3,015円でございます。二重線から下が当年度変動額となっております。変動した資本合計額が5,261万7,364円の増額となっております。合わせて、当年度末残高といたしまして46億8,780万379円となっております。また7ページ下の剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金2億7,010万2,168円のうち、減債積立金へ8,153万1,587円を積み立て、資本金へ1億8,857万581円の組み入れを行う予定といたしております。

次に9、10ページをお開き願います。9ページの貸借対照表の資産の部でございます。1固定資産につきましては(1)有形固定資産及び(2)無形固定資産を合わせまして、固定資産合計が99億2,878万6,051円。2流動資産につきましては(1)現金預金、(2)未収金及び(3)前払金を合わせまして、流動資産合計が17億9,246万7,300円でございます。以上の資産合計が117億2,125万3,351円となっております。10ページの負債の部及び資本の部でございますけれども、3固定負債、4流動負債、5繰延収益、6資本金、7剰余金を合わせまして、負債資本合計は、資産の部と同額の117億2,125万3,351円となっております。11ページをお開きください。こちらは決算書の記載にあたっての注記表をつけております。

次に、決算附属書類につきまして御説明をいたします。12ページをお開きください。事業報告書でございます。1概況(1)総括事項につきましては記載のとおりでございますけれども、令和元年度の純利益といたしましては8,153万1,587円でございます。(2)議会議決事項につきましては、平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてと、令和元年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)及び令和2年度長与町下水道事業会計予算の3件をお願いしてまいりました。(3)行政

官庁認可事項につきましては、補助金交付申請に係る2件と追加補正があった補助金変更交付申請の合計3件でございます。(4)職員に関する事項につきましては、令和元年度は下水道課職員8名で業務を行っております。次に13、14ページをお開き願います。2工事(1)改良工事の概況といたしまして、長与ニュータウン地区の取付管工事2件及び浄化センター電気計装設備更新工事の合計3件を上げております。次に14ページの3業務につきましては(1)業務量(2)事業収入に関する事項(3)事業費に関する事項に関しまして前年度との比較を載せております。次に15ページをお開きください。4会計(1)重要契約の要旨につきましては500万円以上の契約を7件記載いたしております。次に16ページでございますけれども、キャッシュ・フロー計算書になります。1業務活動による収支が3億1,895万4,756円の増収、2の資活動による収支が3億3,439万6,654円の減収、3財務活動によるキャッシュ・フローの収支が3,822万9,419円の増収となっております。これらのキャッシュ・フローによりまして当年度資金増加額といたしまして2,278万7,521円となり、資金期末残高といたしまして17億4,963万4,254円となるものでございます。次に17、18ページをお開き願います。下水道事業会計収益費用明細書でございますけれども、各項目ごとの内訳を記載しております。17ページの収益合計額につきましては9億5,574万1,602円。18ページの費用合計につきましては8億7,421万15円となっております。次に19、20ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出明細書につきましても各項目ごとの内訳を記載しております。19ページの収入合計につきましては4億6,831万6,342円。20ページの支出合計につきましては7億7,379万7,137円となっております。次に21、22ページをお開き願います。固定資産明細書を記載いたしております。(1)有形固定資産明細書でございますが、一番右下、年度末償却未済高といたしまして98億6,961万181円となっております。(2)無形固定資産明細書でございますが、年度末現在高が5,917万5,870円となっております。次に23、24ページをお開きください。企業債明細書でございますけれども、企業債82件を記載いたしております。このうち77件を償還中でございます。なお、令和元年度の償還額といたしましては1億8,857万581円を償還し、令和元年度末未償還残高につきましては26億3,498万6,387円でございます。以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

それでは続きまして、決算書15ページに記載をいたしております重要契約の内容につきまして、永石課長補佐より説明をいたします。

**○委員長(中村美穂委員)**

永石課長補佐。

**○課長補佐(永石大祐君)**

それでは重要契約の要旨を説明させていただきます。決算書附属書類の15ページと今お配りしましたA3の図面を御覧ください。ここでA3の図面なんですけれども、右

上に開催日を記載しておりますが、これは当初の9月8日のままになっておりますので、9月9日に訂正をお願いいたします。それでは15ページの重要契約の要旨の一番上から順に説明いたします。また図面上で業務委託は青色、工事は赤色で着色しております。1番目、長与町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定になりますが、図面では左側の一番上、長与浄化センターを青色で着色しております。内容としましては、長与浄化センターの水処理施設6系列のうちの4番目、第4系列のエアレーションタンクを高度処理に対応させるための改築更新工事と最終沈殿池の汚泥架橋堰の更新工事、及び管理棟の耐震化工事を日本下水道事業団に委託しております。2番目、長与町公共下水道長与浄化センター再構築基本設計（ストックマネジメント計画）業務委託に関する協定になります。場所としましては先程と同じく長与浄化センターになっております。内容としましては、平成29年度から着手しておりますストックマネジメント計画の策定作業のうち、実施計画として修繕、改築計画の策定をこれも日本下水道事業団に委託しております。3番目、長与ニュータウン中央線取付管改築工事になります。施工場所は図面中央の下側、長与ニュータウン団地内になります。赤枠で細長く囲って着色をしておりますバス通り、長与ニュータウン中央線を上っていく方向に向いて右側が主な施工箇所となります。内容としましては、長与ニュータウンにおいて平成27年度から継続して実施しております老朽化した取付管の改築工事になります。令和元年度の本工事では55か所の改築を行っております。4番目、長与ニュータウン西地区取付管改築工事になります。施工箇所は3番目と同様に長与ニュータウン団地内になります。赤枠で囲い着色されております西地区を施工しております。内容は先程の工事と同様、老朽化した取付管の改築工事を行っております。令和元年度の本工事では90か所の改築を行っております。5番目、長与町公共下水道事業管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務委託になります。委託名は図面の真ん中辺りに記載しておりますが、業務の箇所としましては、図面の青枠で囲ってある範囲が全体的な業務委託の範囲。それと太い青線、汚水の幹線になりますが、青枠で囲ってある範囲と青線の汚水幹線が業務委託の範囲となっております。内容につきましては、これまでに実施したテレビカメラ調査の結果を基に健全度及び緊急度を判定し、改築更新の方法や改築時期などの改築計画を策定する業務を委託しております。6番目、長与町公共下水道長与浄化センターの建設工事委託に関する協定になりますが、業務箇所は長与浄化センターになります。こちらは水処理系施設の6系列ございますうち、5系列目についてエアレーションタンクを高度処理に対応させるための改築更新工事と最終沈殿池の汚泥架橋堰の更新を日本下水道事業団に委託しております。7番目、長与浄化センター電気計装設備（MLSS計）更新工事になります。施工箇所は同じく長与浄化センターになります。長与浄化センターにおいてエアレーションタンク内の浮遊物質の量を量るMLSS計が改築時期であったため、1、2、3系に設置をしておりました3組を今回更新しております。

以上が重要契約の説明、要旨の説明となります。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

以上をもちまして、決算に関することにつきまして説明を終了いたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

14時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時19分から14時29分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。先程、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑についてですけれども、まず下水道事業会計決算書の決算書類の1ページから11ページまでの中で質疑を受けたいと思います。そののち決算附属書類、また先程説明がありました工事箇所等の図面、それから当委員会が請求した資料についての順番で質疑を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず決算書類の1ページから11ページの中で、質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

3ページの下の方の支出の不足分で減債積立金1億8,857万581円を補填したとありますけれども、減債積立金の残ったあとの積立金があるのかないのか。あれば幾らなのか。そこのところをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今回、減債積立金で不足額を補うということで1億8,857万581円、補填財源として使用しておりますが、8,516万2,862円が減債積立金の残りとして存在をする状況でございます。8ページの剰余金計算書の利益剰余金というところに減債積立金がありまして、下に当年度末残高がございます。これが減債積立金の残高になります。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そしたら今度は7ページの処分計算書（案）のところで、処分による額が出ておるわけですけども、真ん中付近の減債積立金の積み立てで8,153万1,587円。これが右上の方の剰余金の下の方の1億8,857万581円。これを資本金へ繰り入れると。すると先程の減債積立金もこれになるんじゃないかという気がするんです。これと一緒にすることになるんですか。数的には一緒ですけども、同じになるんですか。ちょっとそこんところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今言われたのは処分計算書（案）で書いてある資本金への組み入れ額が1億8,857万581円ということでございますけれども、これにつきましては6ページの損益計算書にも記載しておりますけれども、その他未処分利益剰余金変動額ということで同じ額を記載しておりますが、これにつきましては、現在の減債積立金を取り崩した額になっております。その取り崩した額につきましては、積立金の方にも積み立てることが資金的な裏付けがないということでできませんので、この分につきましては、7ページの処分計算書案で処分の方法といたしましては資本金の方に組み入れて資本金を増強しようということで、今回、計算書案ということで提示をさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この場合に減債積立金という言葉じゃなくて資本金という言葉で計上するわけですか。上の方では減債積立金ということで上がってくるわけですが。こちらで資本金、費用の方では減債積立金のところに入る。資本金という名前が水道会計法か何かあって、そういうのに則ってやってるんでしょうけれども、資本金という言葉になってくるわけですか。減債積立金では駄目ということですか。そこの法的解釈をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

この1億8,857万581円は、企業債を返済するために減債積立金の積み立てを取り崩したお金になります。一旦取り崩して、また減債積立金の方に積み戻すということはできませんので、損益計算書の方にありますように未処分利益剰余金ということで、このまま未処分のままにしておくわけにはいきませんので、どこかに計上をするということでございます。そういった場合、今のやり方としては資本金の方に組み入れを行っているという状況でございます。法的にも減債積立金には積み立てができないものですから、選択肢として資本金の方に組み入れを行っているという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら次の決算附属書類の12ページから15ページまでの下水道事業報告書からになりますけれども、その中で質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

15ページ、再構築とか、電気設備工事、また建設工事委託。このような契約をされ

てるんですが、費用対効果、どのようなメリットが考えられるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

工事に対する費用対効果ということでございますけども、なかなか数字で表すことは少し困難かなというふうに思うんですけども、トータル的な考えといたしましては、例えば3番のニュータウン中央線取付管工事につきましては、取付管工事が行えるということで有収水量の向上に繋がるということで、そういった面では費用対効果は出てるのかなということを考えております。また一番上の建設工事委託に関する協定、日本下水道事業団に何件か委託をしておりますけども、これにつきましては浄化センターの高度処理あるいは老朽化した施設の改築、そういったものを行っております。そういったことで先程言った大村湾の水質の向上であったりとか、そういった環境面に対するメリットの方が大きいのではないかとございまして、実際その数値的なメリットを表すのはなかなか困難でございますけども、そういった環境面であったりとか、そういった面では効果が表れているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

14ページの水洗化戸数を見ますと、平成30年と令和元年度で135所帯アップしてますね。ビューテラス北陽台は令和元年度ではどうなんですか。まだ半分ぐらいなのか。あそこの利用状況、下水のですね。135所帯アップしてるんですけども、北陽台の団地の分はもう完全に入っておるのか。半分ぐらいやったのか。状況分かりますか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

確かに委員がおっしゃいますとおり135戸の増加ということで、かなりな数が増えているんですけども、今、言われたビューテラス北陽台につきましては、元年度についてはある程度もう張りついてしまっていたのかなって思いますけれども、逆に池山地区の方に団地開発がございまして、そちらの方が戸数については増えている要因かなということもございまして、また、三根郷の方に洋裁工場、三根大橋の所にあるんですけども、そういった所が水洗化をしていただいた。そういった経緯もございまして、元年度につきましては結構な数の増加に繋がっているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

15ページの会計のところなんですけども、1つ目と2つ目と6つ目、日本下水道事業団という所が契約していると。これは入札でされてるのかなと思うんですけど、特殊な工事だから入札が成立してるのかどうかという点と、もう1つ下水道の工事っていう中、あまり水道と関係ないような会社が契約されてるような感じには見えるんですけど、これは問題なくちゃんと工事が出ているのかどうかですたいね。お教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今、言われた日本下水道事業団につきましては、町の方と事業団の方で協定を行ってるんですけども、事業団っていう性格が、国が設立をしたということで、過去に下水道の普及を急いでしなければならないといった国の方針もありまして、地方には浄化センターを作るような電気とか、機械とか、そういう技術者がなかなか少ないということで、そういったところをフォローしてあげようということで日本下水道事業団を設立しまして、かなり多くの率で全国、委託、協定を結んで浄化センター等の改築を行っております。そういったことで国も推進をしておる事業団でございまして、下水道事業を推進をさせていこうということで、下水道事業団に随意契約という形で協定を結んでやっておりますが、事業団自体が工事を発注する場合は、きちんと事業団が競争入札を行って業者を決定しておりますので、その辺の透明性は確保できてるのかなというふうなことは考えております。あとほかの落札をした業者につきましても、きちんと町の方に指名の伺いを出して技術能力であったりとか、経済能力であったりとか、そういったことも吟味をして入札に参加をしていただいておりますので、実際のところ仕事についてもきちんとやっておりますので、問題はないというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、16ページのキャッシュ・フロー計算書、それから17、18ページの下水道事業会計収益費用明細書の間で質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっと上水でも聞いたんですけども、今度、債務負担行為でやるということで補正で決めたわけなんですけども、3年から5年。そういう中で新しくいろんな項目が今度の方にいろんな修繕とかなんとかの分でいくんじゃないかと思っておりますけれども、幅広くですね。それをページ数で言ったら18ページぐらいになるのかなと思っておりますけれども、それを基にして、どの分がどれぐらい今度の債務負担の方で仕事を委託する。そういうのが分かれば何段目とか、処理場が幾らとか、そういうところをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）



山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今回、業務委託の方に包括をしようって考えてるものにつきましては、この営業費用の中の管渠費、それから処理場費の中の主に委託料ということでございますけれども、この表ではまとめて書いておりますので、工事名等を言わしていただきますと、管渠費におきましてはマンホールポンプの台風対策業務であったりとか、あとマンホールポンプの整備だったりとか、修繕工事。それから処理場費におきましては、自家発電設備の点検整備業務、これはどうしても委託料の中に含まれておりますので、その中で今内訳を申し上げてるんですけども、自家発電装置の点検整備業務だったりとか、最終沈殿池や沈砂池、そういった清掃業務、それから監視装置の整備業務、あるいは工業計器点検の整備業務ですね。そういったものがこの委託料の中に入っておりますが、その中からそういった項目につきましては、今回の包括民营委託の方に入れた方がさらなる効率化を図れるということで、今回見直しを行ったものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

19ページの下水道事業会計資本的収入及び支出明細書から最後24ページの企業債の明細書、最後のところまでの間で質疑はありませんか。

ないようでしたら、先程説明のときに配られました資料の中の地図ですね、工事箇所等の地図、それから当委員会が求めた資料について、含めて質疑はありませんか。

ないようでしたら全体を通して質疑はありませんか。

よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第77号のうち剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号のうち剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第77号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号のうち決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。

御審議お疲れさまでした。

(閉会 14時54分)